

地方税財源の充実について

平成27年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.8兆円となった一方で、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで1.2兆円増の61.5兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、その発行抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、今年2月に閣議決定された「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化する目標を堅持し、今年の夏までに目標達成に向けた具体的な計画を策定するとされている。地方は国に先行し行財政改革を行ってきたが、こうした国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮することは、地方創生という新たな政策課題に取り組もうとしている地方の財源保障機能を弱めるものであり、地方創生の流れを阻害する。

社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされたところであるが、消費税率の10%への引上げが延期される中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、平成27年度策定予定の「骨太の方針」は上記を踏まえたものとする。

なお、自治体の行財政改革の成果を県民一人当たりの人件費や維持補

修費といった主要行政コストで評価し、県民一人当たりの行政コストが低い自治体をベースに交付税措置を見直すことは、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える自治体などの実情を踏まえない地方交付税の削減につながるものであるため、行わないこと。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。平成27年度地方財政計画では地方交付税の法定率の見直しを一步進められたが、抜本的な見直しには至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 我が国の景気は緩やかな回復基調を続けているものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの対策に必要な財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要である。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

- (4) 今般、平成26年度補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労の連携など、総合的な取組等を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における新型交付金の検討にあたっては、既存の地方向けの補助金を寄せ集めて振り替えるのではなく、継続的に大胆な規模の財源を上乗せして確保するとともに、適切な目標管理の上で、地方が創意工夫しながら、柔軟に活用できる制度とすること。

また、地域の実情を踏まえた施策を着実に展開できるよう、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税については、平成27年度税制改正において、経済の好循環の実現を後押しするため、税率引下げを先行させることとされたが、以降数年で法人実効税率を20%台まで引き下げられる場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように慎重に検討すること。
- (8) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成27年度与党税制改正大綱において、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (9) 消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたが、これに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。

- (10) 平成27年度までとされている退職手当債の発行に係る特例措置については、平成28年度以降においても退職手当の総額が高い水準で推移する状況を踏まえ、地方の財政運営に支障が生じないように、平成28年度以降も継続すること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

- (2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。

また、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、分賦金の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。

さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

- (3) 消費税率10%への引上げに当たっては、アベノミクスの効果が未だ十分に及んでいない地方の景気実態を踏まえ、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。

また、引上げを行う際には、消費税の逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

なお、消費税の軽減税率制度については、代替財源、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることなどから、

その導入については慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講じること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。

(6) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成27年5月19日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

